

(別記様式 10 状況報告書)

陸高財第 169 号

平成 24 年 3 月 30 日

文部科学大臣 平野博文 殿

陸前高田市長 戸羽 太

東日本大震災復興交付金事業等状況報告書の提出について

標記について、東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（文部科学省）の規定により関係書類を添えて提出します。

1 基金保管実績

(単位：円)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	年度末保管額 (A + B - C)
預金	148,034,000	0	0	148,034,000
合計	148,034,000	0	0	148,034,000

(注) 初年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とする。

2 基金運用実績

(単位：円)

基金の保有区分	運用益			合計額
	前年度まで	当該年度	翌年度以降（見込）	
預金	0	0	29,606	29,606
合計	0	0	29,606	29,606

(注) 当該年度以降の運用益については、見込額を記載すること。

(添付書類)

- 1 特定地方公共団体の基金条例
- 2 歳入歳出決算（見込）書抄本

## 陸前高田市東日本大震災復興交付金基金条例

### (設置)

第1条 市が実施する東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第78条第1項に規定する復興交付金事業等に要する経費の財源に充てるため、陸前高田市東日本大震災復興交付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、東日本大震災復興特別区域法78条第2項に規定する交付金をもって充て、一般会計歳入歳出予算で定める。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

### (処分)

第5条 基金は、第1条の目的に反しない範囲において、その全部又は一部を処分することができる。

### (補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成28年9月30日限り、その効力を失う。

特定地方公共団体の歳入歳出決算（見込）書抄本

（特定地方公共団体の名称：陸前高田市）

（単位：円）

歳 入		歳 出		
事 項	金額	事 項	金額	備考
(款) 13款 国庫支出金		(款) 10款 教育費		
(項) 2項 国庫補助金		(項) 1項 教育総務費		
(目) 4目 教育費国庫補助金		(目) 4目 教育諸費		
(節) 1節 教育総務費補助金	148,034,000	(節) 25節 積立金	148,034,000	
合 計	148,034,000	合 計	148,034,000	